

見習い社労士

綾花の



事件日誌

木全美千男

Kimata
Michio

土橋秀美

Tsuchihashi
Hiromi

日本経済新聞出版社

プロローグ 綾花の初めての失敗

「あゝ、ドキドキする。今日が社会保険労務士としての第一日目の勤務。もう一回、新入社員に戻った気分だな。見田先生って、外では優しいんだけど、事務所では恐かったらどうしよう。それにあの、絹田さんってしっかりした事務員さん、厳しそうだから、心配だなあ」

四月初旬、東京日本橋の、小さな雑居ビルのエレベーター前。桜色のスーツに身を包んだ〇し風の若い女性が、さきほどからエレベーターのボタンを押すのをためらうようにフツフツとつぶやいていた。この物語の主人公、桜井綾花である。

「そうそう、もう一人。男性の社務士がいたけど、上手くやっていけるかなあ。人は良さそうだったけど。えーっと何て名前だったっけ、年はいくつかなあ」

「佐藤です。僕、佐藤茂雄、三十一歳、独身。きみ、今日から見田社務士事務所で働く桜井さんでしょ？」

綾花が、驚いて振り返ると、そこには少々たびれた紺色のスーツに赤いネクタイといういでたちの、丸顔の人の良さそうな笑顔があった。

「はっはい！ 桜井綾花です。今日から見田事務所でお世話になります。よろしくお願いいたします。佐藤さん、ひょっとして、さつきから私の独り言、聞いてました？」

「いやあ、聞くつもりはなかったんだけどね。こんな小さな雑居ビルのエレベーター前だしね。それに、見田先生と紺田さんの名前が出てきたもんだから、ついつい耳に入っちゃって。でも、心配しなくていいよ。見田先生は事務所でも優しいし、紺田さんだって厳しいことは言うけど根はいい人だから」

「あちゃあ、失礼しました、佐藤先輩。人の良さそうなんて言っちゃって」

「いいよ、いいよ。美人からいい人だっと思って思われて嬉しいよ。なぜか僕、女友達から「佐藤くん、いい人ね。ずっと友達でいましょうね」なんて、よくほめられるんだよね」

（それって、ほめ言葉というより、違う意味よね……）

と綾花が心の中でつぶやいていると、後ろからキビキビした女性の声が、佐藤に呼びかけた。

「佐藤さん。それって遠回しに彼氏としては対象外って言われてるんじゃないの？」

「あつ、紺田さん、おはようございます。今、言ったこと本当ですか？」

「そんなの、女性なら常識よね。桜井さん」

「えっ？ いや、それより紺田さん、今日からよろしくお願いします」

「こちらこそ、よろしくね」

歳は四十代だろうか、黒縁眼鏡にグレーのスーツ、髪はかっちりとしニヨンにまとめて、い

かにも手堅い事務員といった様子の紺田が、当惑気味の綾花ににっこりと微笑んだ。

四月初旬、朝のニュースでは東京の桜の開花は例年になく早く、今日が満開だということだった。街中が桜色にほんのり染まっている中、街頭では、スーツもビカビカのフレッシュメンたちがくたびれたスーツ姿に交じって忙しく行き来している。

東京・日本橋にある見田社会保険労務士事務所にも、今年一人の新人が入ることになっていた。名前を桜井綾花という。昭和五十五年生まれの二十七歳、東京都世田谷区生まれ。早稲田大学商学部出身、父親は中小企業経営者である。

大学卒業後、丸の内のある一流商社で総合職のOLとして勤務していた綾花が、なぜ社会保険労務士（注1）を目指したか。それは、本文に譲ることとして、とにかく、社労士を目指すことにした綾花は、勤めのかたわらジムマシンが出るほど猛勉強し、平成十七年の社会保険労務士試験に見事合格したのだ。その後、実務経験がなかった綾花は全国社会保険労務士連合会が主催している事務指定講習という通信教育を受け、社会保険労務士会に登録の手続をし、晴れて社会保険労務士と名乗ることができたのである。ここまでは、綾花も「自分で自分をほめてあげたい」と思うほど上出来だった。

しかし、その後が問題だった。社労士としての実務経験を積む丁稚奉公のため、あちこちの

社労士事務所を探したが見つからない。求人雑誌やハローワークを探しても、社労士事務所の求人自体が少なく、あっても競争率が高く経験のない彼女はなかなか「採用通知」をもらうことは出来なかった。最終的には、綾花は父親の照雄の知り合いである社会保険労務士・見田勝太郎のところに、採用してくれるよう直談判し、その熱意でやっとの思いで、日本橋の雑居ビルの一室にある見田社会保険労務士事務所にインターンとして就職することができたのである。見田事務所は所長の見田と事務員の絹田、勤務社労士の佐藤の三人の小さな事務所だ。分業が進む大手の事務所と違って、ここならいろいろな仕事を経験できそうだと、という綾花の狙いもあった。

さて、四月の年度初めは、どの会社でも慌しいものだろうが、とりわけ社会保険労務士事務所は、猛烈に忙しい。なぜなら労働保険の年度更新（注2）の申告時期だからだ。そんな猫の手も借りたい時期に、新入職員として入った綾花は、入所のあいさつも早々に、早速従業員三十人ほどの製造業の会社の労働保険の申告の計算を任されることになった。

「労働保険の年度更新については、社労士試験でやったでしょうから、意味は説明しなくても分かるわね、このパソコンを使ってやってください」と、言い残した絹田は、忙しそうに自分の仕事に戻ってしまった。

あまりの放任ぶりに一瞬とまどった綾花だが、猛勉強の成果がようやく実務で発揮できると、

ワクワクした。それにパソコンには、少々自信があった。

（これなら簡単だわ。給与台帳をエクセルで集計して、申告書に転記するだけじゃない。あつという間にできてしまうわ……）

綾花はエクセルを使って年間給与の集計をした上で、パソコンに数字を入力し、労働保険の年度更新の申告書をアウトプットした。入力ミスがないことを確認して、ほっとした気持ちになつて、絹田にチェックを依頼した。絹田は見田事務所開設以来のベテラン事務員と聞いている。しばらくして、絹田から綾花は声をかけられた。

「桜井さん、大きなミスをしてるわよ」

「えっ、そんなはずはありません。ちゃんと点検しました」

とまどう綾花。

「いいえ、とんでもない。アルバイトの人で雇用保険が適用にならない人がいます。その人たちの賃金も雇用保険にかかる賃金総額の中に算入して計算していますよ。これは明らかに間違いですから、すぐに訂正してください。賃金台帳を見たら、労働時間が短いことや雇用保険料を控除していないことから、それぐらいのこと分かるはずですけど。受験勉強でも労災保険と雇用保険の適用対象者は違うことは、習ったんじゃないですか。これから気をつけてくださいね」

と、厳しく綾花を諭すのであった。

窓際でうたた寝していた所長の見田が突如目を覚まし、綾花に向かって励ました。

「桜井さん、まだ君は新人だから、これからいろいろ苦勞することになると思うよ。細田さんや先輩の佐藤くんがいろいろ指導してくれると思うけど、まあしつかりとがんばりなさい」

綾花は初めての失敗を胸に刻んでこの見田事務所でがんばってみようと決意するのであった。

(注1) 社会保険労務士

社会保険労務士とは、企業の需要に応え、労働社会保険関係の法令に精通し、適切な労務管理その他労働社会保険に関する指導を行い得る専門家です。略称は社労士といわれます。社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づき、毎年一回、厚生労働大臣が実施する社会保険労務士試験に合格し、かつ、二年以上の実務経験のある者で、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録された者をいいます。平成十八年四月末日現在、社会保険労務士は全国で三〇、三九八八人、社会保険労務士法人会員は、一八三法人です。

社労士の試験科目は、

①労働基準法および労働安全衛生法、②労働者災害補償保険法、③雇用保険法、④労働保険の保険料の徴収等に関する法律、⑤健康保険法、⑥国民年金法、⑦厚生年金保険法、⑧労務管理その他の労働および社会保険に関する一般常識

の八科目で毎年八月の日曜日に行われます。合格率は九%前後です。

(注2) 労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの一年間を単位として計算します。保険料の額は全労働者に支払われる賃金総額に、その事業ごとに定められた労災保険の保険料率を乗じた額と、雇用保険に該当する労働者に支払われる賃金総額に雇用保険料率を乗じた額を合算して算出します。年度更新の手続きの特徴として、見込賃金総額をもとに概算で保険料を納付しておき、保険年度末(翌年三月末)に賃金総額が確定したときに精算する方法がとられています。したがって「年度更新」とは、すでに概算で納付した前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と今年度の概算保険料を納付するための申告・納付を同時に行うということになります。実務上の手続きとしては、一枚の申告書において、①前年度(前年四月一日から今年三月三十一日)の確定保険料の申告及び納付、②今年度(今年四月一日から翌年三月三十一日)の概算保険料の申告及び納付を行います。この申告は毎年四月一日から五月二十日までの間に行うことになっており、四月から五月中旬にかけては、社労士事務所は大忙しとなります。